

2021年12月

企業のみなさま

「CWO 地域維持型契約方式（仮称）」の試行実施の方針（案）について

クリアウォーターOSAKA株式会社

9月15日から10月31日まで実施いたしましたアンケート調査にご協力いただきありがとうございました。

いただいたご意見を踏まえ、「CWO 地域維持型契約方式（仮称）」を下記のとおり試行したいと考えておりますので、お知らせします。

なお、本方針（案）は、あくまでも現時点での予定であるため、実際の発注にあたって異なる場合がありますので、ご注意ください。

記

1. 試行の概要

○ 発注形態

- ・ 管路管理センター単位で小規模維持工事と管路調査清掃業務を一体的に発注

○ 参加形態

- ・ 単独企業又は共同企業体

○ 契約期間

- ・ 3年（業務開始は2022年10月1日を予定）

○ 実施箇所

- ・ 東部下水道事務所 中浜管路管理センター
- ・ 東部下水道事務所 田島管路管理センター

○ 業務内容

- ・ アンケート調査時の添付資料 試行概要の「業務内容（案）」のとおりとする。
- ・ ただし、定型的管理保全業務の緊急対応業務における、「※発注者の指示から2時間以内に現場に出動し、原則として現場施工に着手」は、現行の小規模維持工事と同様の「発注者の指示を受けてから原則として5時間以内に現場施工に着手。」に見直す。

なお、緊急時対応の実態としては、当日の応急作業は当社社員が行い、受注者が発注者と日程調整のうえ後日、清掃作業や修繕工事を実施しているケースが大半となっている。

※緊急時に当該業務の受注者が対応した実績件数（過去3年間の合計）

中浜管路管理センター：当日対応0件・後日対応11件

田島管路管理センター：当日対応1件・後日対応14件

○ 募集方法

- ・ 公募型プロポーザル方式とする。（2022年1月に実施要領等公表、募集開始予定）
- ・ ただし、参加資格は、「2. 参加者の条件等の見直しについて」のとおり見直す。
- ・ 参加者の条件等の見直しに伴い、アンケート調査時の添付資料 試行概要の「提案評価の視点及び評価項目（案）」の企画・技術提案に関する評価項目「業務実施体制」については、（加算専任配置）から（統括責任者、副統括責任者、各主任技術者の有する業務経験、資格）による評価に見直す。
- ・ 試行案件については、最低制限価格を設定しない。
- ・ 試行案件については、取り抜けを設定しない。

○ 問い合わせ先

- ・ 事業部 施設課 小林・藤田（TEL 06-7506-9482）

2. 参加者の条件等の見直しについて

○ 監理技術者の要件

- ・ 統括責任者を兼務するため、「下水道管路施設の築造（新設・改築）又は修繕工事において監理技術者又は主任技術者の経験を有する者。」を追加する。

○ 統括責任者の要件

- ・ 監理技術者の業務と重複し明確な区分も困難なことから、本業務の監理技術者とする。
- ・ 「下水道管路管理総合技士」又は「下水道管路管理主任技士」については、資格の特性上監理技術者が保有している可能性が低いと想定されることから削除する。
なお、「下水道管路管理総合技士」又は「下水道管路管理主任技士」の有資格者の配置については、提案評価項目の一つとして取り扱う。

○ 副統括責任者の要件

- ・ 統括責任者を補佐する役割を担うことから、「流域下水道又は公共下水道の清掃業

務（浚渫作業）かつ同施設の調査業務（テレビカメラ・目視）において業務責任者の経験を有する者。」を要件とする。

なお、統括責任者と同様に、「下水道管路管理総合技士」又は「下水道管路管理主任技士」の有資格者の配置については、参加資格から削除し、提案評価項目の一つとして取り扱う。

○ **主任技術者（管きょ調査又は管路清掃業務）の要件**

- ・ 地方共同法人日本下水道事業団が実施する「第3種技術検定」又は「下水道管理技術認定試験（管路施設）」の合格者を要件とする。

なお、「下水道管路管理総合技士」又は「下水道管路管理主任技士」の有資格者の配置については、提案評価項目の一つとして取り扱う。

- ・ 業務経験については、経験年数の有無の確認が困難なことから、「流域下水道又は公共下水道の清掃業務（浚渫作業）かつ同施設の調査業務（テレビカメラ・目視）において業務責任者の経験を有する者。」を要件とする。

○ **主任技術者（修繕等工事）の要件**

- ・ 業務経験については、経験年数の有無の確認が困難なことから、「下水道管路施設の築造（新設・改築）又は修繕工事において監理技術者又は主任技術者の経験を有する者。」を要件とする。

○ **各技術者の要件における共通事項**

- ・ 下水道法22条の有資格者の維持管理にかかる配置対象業務には管路が含まれていないため「下水道法第22条の有資格者」は削除する。
- ・ 雇用要件を、「常勤の自社社員（在籍出向者、派遣社員は認められない。）であり、参加資格の資格確認基準日において3か月以上の恒常的な雇用関係を有するもの」に統一する。
- ・ 専任で配置予定の技術者は、2022年6月1日現在で、他の工事に従事していないこととする。

■ **見直し案（抜粋）**

1. **参加者の条件等**

(1) **単独企業**

- 下記のすべての登録をしていること。

- ・ 大阪市入札参加資格者名簿（工事）に「010 土木一式工事」で登録、かつ希望種目（土木工事）で登録されており、経営事項審査の総合評定値（P点）が800点以上であること。

- ・ 大阪市入札参加資格者名簿(物品・委託)に承認種目「01 建物等各種施設管理 12 土木施設管理」及び「01 建物等各種施設管理 10 土木施設清掃・除草」の両方で登録されていること。
- 建設業法に基づく「土木工事業」にかかる特定建設業許可を有していること。
- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号)第 14 条第 1 項に規定される次の許可を有していること。
 - ・ 大阪府知事又は大阪市長の産業廃棄物収集運搬業許可(許可項目:汚泥、がれき類)
- 下記のすべての 2011 年度以降に元請による契約履行実績を有していること。ただし、履行中のものは除く。
 - ・ 当社または大阪市発注の土木一式工事
 - ・ 流域下水道又は公共下水道の清掃業務(浚渫作業)かつ同施設の調査業務(テレビカメラ・目視)であること。
- 以下に掲げるすべての条件を満たす技術者を専任で配置できること。
 - ・ 建設業法第 26 条第 1 項及び第 2 項に基づく「土木工事業」の監理技術者(監理技術者資格者証及び監理技術者講習を修了したことを証明するものを有する)であること。
 - ・ 下水道管路施設の築造(新設・改築)又は修繕工事において監理技術者又は主任技術者の経験を有する者。
 - ・ 常勤の自社工員(在籍出向者、派遣社員は認められない。)であり、参加資格の資格確認基準日において 3 か月以上の恒常的な雇用関係を有する者。

(2) 共同企業体等の代表

- 下記のいずれかの登録をしていること。
 - ・ 大阪市入札参加資格者名簿(工事)に「010 土木一式工事」で登録、かつ希望種目(土木工事)で登録されており、経営事項審査の総合評定値(P 点)が 800 点以上であること。
 - ・ 大阪市入札参加資格者名簿(物品・委託)に承認種目「01 建物等各種施設管理 12 土木施設管理」及び「01 建物等各種施設管理 10 土木施設清掃・除草」の両方で登録されていること。
- 建設業法に基づく「土木工事業」にかかる特定建設業許可を有していること。
- 下記のいずれかの 2011 年度以降に元請による契約履行実績を有していること。ただし、履行中のものは除く。
 - ・ 当社または大阪市発注の土木一式工事であること。
 - ・ 流域下水道又は公共下水道の清掃業務(浚渫作業)かつ同施設の調査業務(テレビカメラ・目視)であること。
- 以下に掲げるすべての条件を満たす技術者を専任で配置できること。

- ・ 建設業法第 26 条第 1 項及び第 2 項に基づく「土木工事業」の監理技術者（監理技術者資格者証及び監理技術者講習を修了したことを証明するものを有する）であること。
- ・ 下水道管路施設の築造（新設・改築）又は修繕工事において監理技術者又は主任技術者の経験を有する者。
- ・ 常勤の自社社員（在籍出向者、派遣社員は認められない。）であり、3 か月以上の恒常的な雇用関係を有する者。

(3) 単独企業又は共同企業体等の構成員

参加者は、最優秀提案事業者となり、当社と契約した場合、次の役割のすべてを担い、共同企業体等の場合は、各構成員が以下の役割を分担する。なお、「2. 各業務を行う者の要件」で示す各業務を行う者で複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼務することができる。

(ア) 当社との契約等諸手続を行い、事業遂行の責を負う。

(イ) 2. で示す各業務の役割を分担する。

2. 各業務を行う者の要件

参加者の企業には、本業務の各業務を行う者として、以下の各項の要件を満たす企業を含むこと。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼務することができる。

(1) 統括管理業務を行う者の要件

① 配置予定「統括責任者」の要件

統括責任者は、本業務に関しての一元的統括管理業務、業務計画書及び報告書作成業務の管理業務等、本業務全体を包括した統括的な管理を担うものとし、本業務の監理技術者を配置するものとする。

なお、「定型的管理保全業務における管きょ調査又は管路清掃業務」又は「緊急対応及び随時対応業務のうち、修繕等工事」における主任技術者と兼務することは可能とする。

② 配置予定「副統括責任者」の要件

副統括責任者は、本業務に従事する者の技術上の指示監督や、統括責任者を補佐し統括管理業務を補助するとともに、統括責任者が不在のときは、統括責任者の職務及び権限を代務する。

副統括責任者として、下記の資格要件のすべてを満たす者を専任で配置しなければならない。

なお、「定型的管理保全業務における管きょ調査又は管路清掃業務」又は「緊急対応及び随時対応業務のうち、修繕等工事」における主任技術者と兼務することは可能とする。

(ア) 構成員の常勤の自社社員（在籍出向者、派遣社員は認められない。）であり、参加資格

の資格確認基準日において3か月以上の恒常的な雇用関係を有する者。

(イ) 流域下水道又は公共下水道の清掃業務（浚渫作業）かつ同施設の調査業務（テレビカメラ・目視）において業務責任者の経験を有する者。

(2) 定型的管理保全業務における管きょ調査又は管路清掃業務を行う者の要件

下記に示すすべての要件を一企業で満たす者を含むこと。

① 企業の要件

- ・ 大阪市入札参加資格者名簿(物品・委託)に承認種目「01 建物等各種施設管理 12 土木施設管理」及び「01 建物等各種施設管理 10 土木施設清掃・除草」の両方で登録されていること。
- ・ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号) 第 14 条第 1 項に規定される次の許可を有していること。
大阪府知事又は大阪市長の産業廃棄物収集運搬業許可(許可項目:汚泥、がれき類)
- ・ 流域下水道又は公共下水道の清掃業務（浚渫作業）について、元請による契約履行実績があり、かつ同施設の調査業務（テレビカメラ・目視）について、2011 年度以降に元請による履行実績を有していること。ただし、履行中のものは除く。

② 配置予定「主任技術者」の要件

- ・ 下記の資格要件のすべてを満たす者を専任で配置しなければならない。
- (ア) 構成員の常勤の自社社員（在籍出向者、派遣社員は認められない。）であり、参加資格の資格確認基準日において3か月以上の恒常的な雇用関係を有する者。
- (イ) 地方共同法人日本下水道事業団が実施する「第3種技術検定」又は「下水道管理技術認定試験（管路施設）」の合格者。
- (ウ) 流域下水道又は公共下水道の清掃業務（浚渫作業）かつ同施設の調査業務（テレビカメラ・目視）において業務責任者の経験を有する者。
- (エ) 「第二種酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了証」または「酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了証」を有する者。

(3) 定型的管理保全業務における緊急対応及び随時対応業務のうち、修繕等工事を行う者の要件

下記に示すすべての要件を一企業で満たす者を含むこと。

① 企業の要件

- ・ 大阪市入札参加資格者名簿（工事）に「010 土木一式工事」で登録、かつ希望種目（土木工事）で登録されており、経営事項審査の総合評定値（P 点）が 800 点以上であること。
- ・ 当社または大阪市発注の土木一式工事について、2011 年度以降に元請による履行実績を有していること。ただし、履行中のものは除く。

- ・ 建設業法に基づく「土木工事業」にかかる特定建設業許可を有していること。

② 配置予定「主任技術者」の要件

- ・ 修繕業務を実施する主任技術者として、下記の資格要件のすべてを満たす者を専任で配置しなければならない。
 - (ア) 構成員の常勤の自社社員（在籍出向者、派遣社員は認められない。）であり、参加資格の資格確認基準日において3か月以上の恒常的な雇用関係を有する者であること。
 - (イ) 建設業法第1項に基づく「土木工事業」の主任技術者であること。
 - (ウ) 下水道管路施設の築造（新設・改築）又は修繕工事において監理技術者又は主任技術者の経験を有する者。

※ 補足

2. (2) (3) の「下記に示すすべての要件を一企業で満たす者を含むこと。」とは、当該業務を行う構成員が複数からなる場合は、そのうちの一つの企業がすべての要件を満たしていれば可ということ。